

7月～8月は市町村税徴収強化月間です

公平な納税を実現するために

問 税務課 ㊦(57) 4 1 2 4

納税の公平と徴収の確保を図るため、7月～8月を「市町村税徴収強化月間」として、徴収強化を実施しています。皆様一人ひとりが納めた税金が、町の行政サービスを支えています。納税しない方が増えると生活に必要な様々な事業が行えなくなります。

町では皆様の自主的な納税を期待しております。町税等を納期限内に納めていない方には、督促状や催告書などで納付をお願いしておりますが、それでも納めていただけない場合には、やむを得ず財産調査や預貯金、給与、生命保険、不動産などの差し押さえの滞納処分をすることになります。滞納処分にならないように、皆様の自主的な納税をお願いします。

◎町では、徴収確保に向け、次の取り組みを行っております。

納税相談

町税などを納期限内に納めることが難しい方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社などに對し調査を行います。

勤務先調査

滞納者の勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取り立てを行います。



農地パトロール(農地利用状況調査)を実施します

問 農業委員会事務局 ㊦(57) 4 1 0 9

農業委員会では、毎年8月から10月にかけて農地パトロールを実施しています。これは、農地法の規定に基づくもので、毎年1回、その区域にある農地の利用状況について、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が農地を見回り、調査を行うものです。

調査の結果、農業委員会が遊休農地と判断した場合には、11月に実施する農地利用意向調査の対象となります。

遊休農地になると、雑草の繁殖により病害虫や火災等の発生原因となり、隣接住民や農地に悪影響を及ぼすことにもなるので、農地の適正管理に努めるようお願いいたします。

今年度の農地パトロール実施日程は、次の表のとおりとなっておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、天候等により日程が変更になることもありますので、予めご了承ください。

実施日	実施区域
8月20日(月)	大字野木地区
9月4日(火)	大字野渡地区
9月20日(木)	大字友沼・潤島地区
10月4日(木)	大字南赤塚・中谷・丸林地区
10月22日(月)	大字若林・佐川野・川田地区

マイナンバーカード  
日曜交付のお知らせ

問 住民課

㊦(57) 4 1 2 6

マイナンバーカード(個人番号カード)のお渡しは、役場開庁時間内ですが、平日来庁が困難な方のために、次の日時に交付業務を行います。

㊦ 7月29日(日) 9時～12時  
所 住民課  
持 参 する 物

カード交付の案内ハガキ・通知カード・本人確認書類(運転免許証等)・印鑑登録証(赤い手帳もしくは磁気カード)  
・住民基本台帳カード(お持ちの方)